

# 入札公告（制限付き一般競争入札）

令和8年6月12日（金）  
社会福祉法人 青葉福社会  
理事長 庄子 秀平

## I) 入札に関する工事概要

1) 工事名 (仮称)柏木三丁目看多機・小多機居宅介護事業所 新築工事

※注 看多機：看護小規模多機能型居宅介護  
小多機：小規模多機能型居宅介護

2) 工事場所 仙台市青葉区柏木3丁目 155-1、155-2、156-1、156-2

3) 工期 令和8年8月3日（予定）から令和9年2月28日（予定）  
まで

4) 工事概要 木造 準耐火構造 2階建  
延床面積 665.64 m<sup>2</sup>  
建築面積 354.19 m<sup>2</sup>  
敷地面積 668.15 m<sup>2</sup>

5) 支払条件 着工時 30%現金  
上棟時 30%現金  
竣工引渡時 40%現金  
※（但し、いずれも借入金交付時）

6) 入札方式 制限付き一般競争入札

7) 予定価格 270,622,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

## II) 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

1) 建設業法 建設業法第17条に規定する特定建設業者である事  
2) 事業所の所在地 仙台市内に本支店（営業所を含む）を有している事  
3) 施工実績に関する条件 高齢者施設をはじめとする社会福祉施設の施工実績  
があること

### Ⅲ) 入札日程

手続き	期間・期日・期限	場 所
公示期間	令和 8 年 6 月 12 日 (金) から 令和 8 年 6 月 30 日 (火) まで	(株)建設新聞社 新聞掲載 及び HP 掲載
入札参加申請書の配布 及び設計図書の貸出	令和 8 年 6 月 15 日 (月) から 令和 8 年 6 月 29 日 (月) まで	社会福祉法人 青葉福祉会 法人本部
入札参加申請書提出	令和 8 年 6 月 15 日 (月) から 令和 8 年 7 月 10 日 (金) まで	社会福祉法人 青葉福祉会 法人本部
質疑応答	令和 8 年 6 月 15 日 (月) から 令和 8 年 6 月 25 日 (木) まで 随時メールにて対応	(株)翠設計事務所 仙台市青葉区一番町二丁目 10-24 翠ビル 3 階 担当：高橋 TEL：022-223-2241 FAX：022 265-6301
入札日時	令和 8 年 7 月 15 日 (水) 13 時 30 分 一斉入札・開札	社会福祉法人 青葉福祉会 法人本部

問合せ先等      社会福祉法人 青葉福祉会 法人本部 (担当：五百澤)  
 仙台市青葉区宮町 1 丁目 4 番 47 号  
 TEL：022-263-0531  
 FAX：022-262-4346

株式会社 翠設計事務所 (担当：高橋)  
 仙台市青葉区一番町二丁目 10-24 翠ビル 3 階  
 TEL：022-223-2241  
 FAX：022-265-6301  
 E-mail：morix-82@topaz.ocn.ne.jp

# 入札要綱

令和8年6月12日

社会福祉法人青葉福祉会

理事長 庄子 秀平

## 1. 入札に付する工事

- (1) 発注者 社会福祉法人青葉福祉会 理事長 庄子 秀平
- (2) 工事名 (仮称)柏木三丁目看多機・小多機居宅介護事業所 新築工事  
詳細は「(仮称)柏木三丁目看多機・小多機居宅介護事業所 新築工事  
現場説明要項書」のとおり
- (3) 施工場所 仙台市青葉区柏木3丁目155-1、155-2、156-1、156-2
- (4) 工期 令和8年8月3日(予定)から令和9年2月28日(予定)まで
- (5) 工事概要 木造 準耐火構造 2階建  
延床面積 665.64㎡  
建築面積 354.19㎡  
敷地面積 668.15㎡
- (6) 支払条件 着工時 30%現金  
中間時 30%現金  
竣工引渡時 40%現金
- (7) 予定価格 270,622,000円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (8) 最低制限価格 失格基準価格の設定あり
- (9) 入札方式 制限付き一般競争入札

## 2. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、入札日現在において次に掲げられる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 建設業法 建設業法第17条に規定する特定建設業者である事
- (2) 事業所の所在地 仙台市内に本支店(営業所を含む)を有している事  
に関する条件
- (3) 施工実績に関する条件 高齢者施設をはじめとする社会福祉施設の施工実績があること
- (4) その他 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者については、同法に定める手続き開始の決定後に、仙台市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付けを受けていること。  
民事再生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者については、同法に定める手続き開始の決定後に、仙台市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付けを受けていること。  
仙台市から指名停止を受けていないこと。  
建設業法第28条第3項に基づく営業停止を受けていないこと。  
仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日施行)別表各号の規定に該当するものでないこと。  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。

3. 入札日程

	手続き等	期間・期日・期限	場所および内容
(1)	公示期間	令和8年6月12日(金)から 令和8年6月30日(火)まで	(株)建設新聞社、(株)日本建設新聞社 新聞掲載及びHP掲載、法人HP掲載
(2)	入札参加申請書の配布及び設計図書の貸出	令和8年6月15日(月)から 令和8年6月29日(月)まで	社会福祉法人青葉福祉会 法人本部 (受付時間 月~金 10:00~16:00) 設計図書(CD)は入札時に返却ください。
(3)	入札参加申請書提出	令和8年6月15日(月)から 令和8年7月10日(金)まで	社会福祉法人青葉福祉会 法人本部 (受付時間 月~金 10:00~16:00)
(4)	質疑応答	令和8年6月15日(月)から 令和8年6月25日(木)まで 随時メールにて対応	(株)翠設計事務所 仙台市青葉区一番町二丁目10-24 翠ビル3階 担当:高橋 TEL:022-223-2241 FAX:022-265-6301 E-mail:morix-82@topaz.ocn.ne.jp
(5)	入札参加承認通知書の発送	資格等確認後、3日以内に参加資格承認後随時申請者へ発送	
(6)	入札日時	令和8年7月15日(水) 13時30分 ・代理人による入札の場合は委任状を提出 ・ を長3封筒に入れて提出 入札書 工事構成費目内訳書 参加者全員の前で入札・開札	社会福祉法人 青葉福祉会 法人本部 仙台市青葉区宮町1丁目4番47号
(7)	問合せ先等	社会福祉法人青葉福祉会 法人本部 担当:五百澤(いおざわ) 仙台市青葉区宮町1丁目4番47号 TEL:022-263-0531 FAX:022-262-4346 株式会社 翠設計事務所 担当:高橋 仙台市青葉区一番町二丁目10-24 翠ビル3階 TEL:022-223-2241 FAX:022-265-6301 E-mail:morix-82@topaz.ocn.ne.jp	

#### 4. 入札参加申請手続き

##### (1) 入札参加申請書の配布期間・配布場所

3(2) に示す期間内において、3(7)の社会福祉法人青葉福祉会法人本部にて配布。  
期間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前10時から午後4時までとする。

##### (2) 入札参加申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を3(7)の社会福祉法人青葉福祉会法人本部へ正1部提出すること。

【様式第1号】入札参加申請書（連絡する時の窓口となる申請者社員の名刺添付）1部

【様式第2号】誓約書 1部

【様式第3号】配置技術者届出書（雇用関係を確認できる書類及び資格を証する書類を含む）1部  
配置技術者に関する条件

次の要件を満たす技術者を建設業法の定めるところにより配置できること。

・ 上記の施工実績を満たす工事の施工管理経験があること

（完成年度は問わないが、施工管理経験を証明できるものに限る。共同企業体の場合は出資比率が20%以上のものに限る。）

・ 技術者が監理技術者となる場合は、建築工事業に対応した監理技術者資格証の交付を受けている者であること。なお平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証を取得していること。

・ 当該入札参加者と3ヶ月以上直接雇用関係にある者。

（注）施工管理経験とは、以下のいずれかをいう。

監理技術者又は主任技術者として施工経験があること。

管理技術者又は主任技術者としての資格を有し、現場代理人としての

施工経験があること。

施工実績が確認できる資料（パンフレット、会社ホームページ画面のプリント等）

提出は直接または郵送とし、FAX及びEメールでの提出は認めない。

##### (3) 入札参加承認通知書の発送

入札参加申請書の受付後、参加資格を承認した場合に入札参加承認通知書を発送する。

#### 5. 入札の方法等

##### (1) 入札の日時及び場所

3(7)のとおり。

入札参加者は、受付時に入札参加承認通知書を提示すること。

(2) 入札及び開札は、発注者、設計監理者、参加者、立会人、仙台市介護事業支援課担当者全員が揃った場で行う。

(3) 入札は、入札書・工事費構成費目内訳書を一つの封筒に入れて提出すること。

(4) 代理人による入札の場合は、受付時に委任状を提示すること。

(5) 郵送、電報、FAX、Eメールによる入札は認めない。

#### 6. 落札者の決定方法等

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

##### (2) 落札者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

ただし、総額判断基準価格を下回る入札において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費等のいずれかが失格基準価格を下回った場合は、当該入札をした者を失格とし落札者とししないものとする。

総額判断基準価格（税抜）は、予定価格における各項目について、次の方法で算出する。

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費相当額 × 90%

+ 一般管理費 × 68%

失格基準価格（税抜）は、予定価格の工事費構成費目について、次の方法で算出する。

入札金額が総額判断基準価格を下回り、かつ入札金額のうち、工事費構成費目のいずれかが失格基準価格を下回った場合は失格とする。

直接工事費 × 95% , 共通仮設費 × 90% , 現場管理費相当額 × 90% ,

一般管理費 × 63%

総額判断基準価格及び失格基準価格は、契約締結後に公表するものとする。

- (3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上である場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 開札し、予定価格以下の範囲内の価格の入札がない時は、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は1回とする。
- (5) 再度の入札に付し落札者がいないときは、最低価格を入札した者と協議し、合意した場合その者と随意契約を締結する。
- (6) 落札者が決定した場合、全入札者の最終入札額をその場で発表する。

#### 7. 入札者等の失格等

入札者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格となり入札又は再度入札に参加できないものとする。

- (1) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (3) 入札公告に示した入札参加条件に違反したとき。
- (4) 公正な価格を害し、もしくは不正の利益を図る目的をもって連合する等、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という)に抵触する行為、その他の不正の行為を行ったとき。
- (5) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (6) 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行うおそれがあるとき。
- (7) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれのあるとき。

#### 8. 入札の無効等

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、契約締結後に入札が無効となることが明らかになった場合は、入札担当者の指示に従うものとする。

- (1) 前記7 に掲げる事項のいずれかに該当し、失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 一の入札について同一の者が二以上の入札を行ったとき。
- (3) 入札の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでない  
と認められるとき。

入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札  
金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札  
誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
工事名等の錯誤がある入札

#### 9. その他

- (1) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が7(4)に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。
- (2) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (3) 落札者は、落札後速やかに入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳見積書を提出すること。
- (4) 本工事は、仙台市の補助事業のため、着工に当たっての入札・契約関係の事務は、仙台市の取扱いに準じて実施されるものである。本要綱に定めるもののほか、詳細部分について疑義が生じた場合は、仙台市その他関係機関と協議のうえ周知・実施するものとする。

#### 10. 記載内容についての問い合わせ先

〒980-0004 仙台市青葉区宮町1-4-47  
社会福祉法人 青葉福祉会 五百澤(いおざわ)  
TEL: 022-263-0531 / FAX: 022-262-4346

〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目10-24 翠ビル3階  
株式会社 翠設計事務所 担当: 高橋  
TEL: 022-223-2241 / FAX: 022-265-6301  
E-mail: morix-82@topaz.ocn.ne.jp

以上